

お申込者様はこちらに必ず、
ご捺印もしくはサインを
お願い致します。

520-4886
6345-436

torioN 50
賃貸保証委託申込書 (個人用)

サイン
または
印

お申込みの内容 お客様用

個人用 お申込書記入例

torioN 50 申込者

お名前 フリガナ

性別 男・女 生年月日 西暦 年 月 日 (才)

住所 フリガナ

国籍

お勤め先 名称 フリガナ 勤務先 電話 内線

所在地 フリガナ 業 務 容 所 属 役 職 従業員数 勤年 居年 住年 月 月 月 月

お仕事 (1)公務員 (2)会社員 (3)会社役員 (4)派遣 (5)自営業 (6)パート・アルバイト (7)無職・生活保護・年金受給

お住まい (1)アパート (2)借家 (3)社宅 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有 賃 料 円 年 月 月 月

ご家族 (1)独身 (家族別居) (2)独身 (家族同居) (3)既婚 子供なし (4)既婚 子供 (人) 年 収 万円 月 収 万円

お申込者様ご記入欄。
こちらは漏れなく記入願います。

申込日

代理店

住 所

電 話

FAX

代理店コード

定休日

管理ソフト
顧客番号

保証番号

契約年数 年 保証料率 % 保証料 円

物件名称 フリガナ

所 在 地 フリガナ

賃貸条件 家賃 円 礼金 円 保証金 円 その他 円 敷金 円 引 円 円

**仲介業者様
ご記入部分**

契約状況 (1)契約途中 (2)更新から (3)再契約型 (4)再契約延長無

用途 (1)住居用 (2)事業用

駐車場 番号

契約内容

契約時 日 月 日から 前 円 定期借家 月分 円 (1)再契約型 (2)再契約延長無

契約期間 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日

毎月支払総額 円+引落手数料 変動費 有無に○ 有・無

変動費に○を○した方のみ 該当項目に○ 水道 電気 ガス その他 () 発生月 (1)毎月 (2)ヶ月毎

初回振替家賃 西暦 年 月 日 支払方法 口座振替

初回振替開始日 西暦 年 月 27 日 支払日 毎月 27 日

送書 契約者様への書類を送付する先に○をご記入ください。

先類 (1)現住所 (2)物件所在地 ※未記入の場合には 〇へ送付させていただきます。

緊急連絡先

お名前 フリガナ

性別 男・女 生年月日 西暦 年 月 日 (才)

住所 フリガナ

お勤め先 (1)アパート (2)借家 (3)社宅 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有

ご家族 (1)独身 (家族別居) (2)独身 (家族同居) (3)既婚 子供 (人) (4)その他 ()

入居者

申込者ご本人様以外に入居される方がいらっしゃる場合はご記入ください。

お名前 性別 続柄 生年月日 年齢 お勤め先(学校名) お勤め先の電話番号 月 収

お支払口座

種目コード 166

契約種別コード

申込先加入者名

三菱UFJニコス株式会社

**お申込み時
必要書類**

- ①身分証 (A 運転免許証 B 印鑑証明書 C 健康保険証
D パスポート E 住基カード のいずれか)
※外国籍の方は (F 外国人登録証明書の表面と裏面
G 登録原票記載事項証明書 のいずれか)

その他、状況に応じて追加にてご提出頂く書類が有るケース
もございます。

私(お申込者)は、裏面の「個人情報取得・利用・提供等に関する事項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

※ご契約時には2枚目の契約書にご捺印ください。

サイン
または
印

torioN50

賃貸保証委託申込書 (個人用) ☐ 太枠内に漏れなくご記入ください。

お申込みの内容

お客様用

OP

お客様がお申込みされる会社名(乙)

日本賃貸保証株式会社
千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

ジェイアイデイトールサービス株式会社
千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

ジェイアイディ総合管理株式会社
千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

FAX
送信方向

重要

①本申込書は、申込者様ご自身で記入してください。②本申込書の提出は、申込者様の住所に提出してください。③本申込書の提出は、申込者様の住所に提出してください。④本申込書の提出は、申込者様の住所に提出してください。⑤本申込書の提出は、申込者様の住所に提出してください。⑥本申込書の提出は、申込者様の住所に提出してください。⑦本申込書の提出は、申込者様の住所に提出してください。⑧本申込書の提出は、申込者様の住所に提出してください。⑨本申込書の提出は、申込者様の住所に提出してください。⑩本申込書の提出は、申込者様の住所に提出してください。

torioN50 申込者	お名前	フリガナ	2枚目にご捺印ください	自 宅 電 話						
	性 別	男 ・ 女	生年月日	西暦	年	月	日	(才)		
	フリガナ		国 籍							
	お勤め先 名称	フリガナ	勤務先 電 話		内 線					
	所在地	フリガナ	業 務 容 役 職		所 属 従 業 員 数					
	お仕事	(1)公務員 (2)会社員 (3)会社役員 (4)派遣 (5)自営業 (6)パート・アルバイト (7)無職 (8)年金受給	勤 年 数		統 計 年 数		年	ヶ月		
	お住い	(1)アパート (2)借家 (3)社宅 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有	賃 料		円	年	居 住 年 数		年	ヶ月
	ご家族	(1)独身(家族別居) (2)独身(家族同居) (3)既婚・子供なし (4)既婚・子供(人)	年 収		万円	月 収		万円		
	転居理由		過去のJID利用		あり ・ なし					
	携帯アドレス	@								

緊急連絡先	お名前	フリガナ	※(3)の場合のみ2枚目に実印をご捺印ください	申込者との関係		国 籍	
	性 別	男 ・ 女	生年月日	西暦	年	月	日 (才)
	フリガナ		お住い	(1)アパート (2)借家 (3)社宅 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有			
			ご家族	(1)独身(家族別居) (2)独身(家族同居) (3)既婚・子供(人) (4)その他(人)			

入居者	申込者ご本人様以外に入居される方がいらっしゃる場合はご記入ください。(1)契約者含め入居 (2)契約者以外入居								
	お 名 前	性別	続柄	生年月日	年齢	お勤め先(学校名)	お勤め先の電話番号	月 収	
	フリガナ			西暦	/ /	才	フリガナ		万円
	フリガナ			西暦	/ /	才	フリガナ		万円

お支払口座	ゆうちょ銀行				ゆうちょ銀行以外の金融機関			
	種目コード	契約種別コード	払込先加入者名	三菱UFJニコス株式会社	銀 行	信用金庫	組 合	支店
	166	34	払込先口座番号	00190-5-73326				
	通帳記号		通帳番号(右詰でご記入ください)		預金種目		口座番号(右詰でご記入ください)	

●この「お申込みの内容」は、契約成立後「契約の内容を明らかにした書類」となります。●お申込みの際は、裏面をよく読んでから十分納得した上でお客様がボールペンで強く自筆ください。●お申込みの内容によりましては、ご希望にそいかなる場合がございますので、予めご了承ください。●当社が契約を承諾しない場合でも申込書は返却いたしません。

申込日	西暦	年	月	日	契約予定日	西暦	年	月	日	契約日	西暦	年	月	日
代理店名	株式会社 グローリア								担当者氏 名	山崎				
住 所	東京都渋谷区代々木2-13-5KT新宿ビル								定休日					
電 話 F A X	TEL 03-5351-6191 FAX 03-5351-6188								管理ソフト顧客番号					
代理店コード	13A - G71587								保証番号					

契約年数	2	年	保証料率	50	%	保証料	25,000	円
------	---	---	------	----	---	-----	--------	---

原賃貸借契約の契約途中・更新からご利用の場合は、下記の欄に○を付けてください。(未納賃料等がないことが条件となります。)

賃貸借申込内容	物件名称	フリガナ	間取り	1DK	用途	(1)住居用 (2)事業用
	所在地	フリガナ	〒260-0013	契約状況	(1)契約途中 (2)更新から	番 車 駐 車 場 号 場
	賃料	40,000	円	管理費	2,000	円
	礼金	40,000	円	保証金		円

毎月27日に翌月分のお家賃を(変動費がある場合は変動費も含め)口座振替いたします。

契約内容	契約時受領家賃	日割家賃	月 日 分	前家賃	月 分	定期借家契約種別	(1)再契約型 (2)期限延長無			
	契約期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日
	毎月支払総額	円+送金手数料				変動費(有無に○)	有 ・ 無			
	変動費に○をされた方のみ(該当項目に○)	水道	電気	ガス	その他()	発生月	(1)毎月 (2)ヶ月毎			
	初回振替家賃	西暦	年	月	分家賃から	支払方法	口座振替			
	初回振替開始日	西暦	年	月	27 日	支払日	毎月 27 日			

このお申込書をご使用いただく場合には、ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。



お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。
0120-641-060
※ご都合により「J」Dからの電話にお出になれない場合は、上記番号専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。

千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
ji>日本賃貸保証株式会社

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条（利用範囲）

1. 日本貸貸保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（貸借人、以下「甲」という）から賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」）の申込み（含む契約締結）に取得した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（賃貸保証業務、会員専用通信販売業務、生活支援融資資金貸付サービスなど）を確実、円滑に遂行することを目的のために利用させて頂きます。
- （1）個人情報について
 - ・ 乙所定の申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先から通知を受けるためにより取得した「取組情報」）
 - ・ 本件委託契約に関する契約の締結・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
 - ・ 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
 - ・ 甲が申告した内容、及び緊急連絡先の方の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」
 - （2）個人情報の委託及び提供について
 - ・ 乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために乙で個人情報委託及び提供します。

【委託について】

以下のグループ会社は賃貸保証に関連する業務を委託します。
社 名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住 所：千葉県水戸市羽鳥野5丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

【提供について】

以下のグループ会社は本件委託契約を締結された甲へ生活支援に関するインターネットを利用した通信販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供のために情報を提供します。
提供する情報：氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間、
上記内容について、同意を得られた会員様の情報に対してのみ、個人情報を提供します。

通信販売及び各種情報提供する会社
社 名：ジェイアイディータルサービス株式会社
住 所：千葉県水戸市羽鳥野5丁目21番地4
電話番号：03-4232-2506
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.n-lifestyle.net/

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社
社 名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住 所：千葉県水戸市羽鳥野5丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

第2条（個人情報の取得・利用同意）

1. 甲は、個人情報をお乙が取得・利用することに同意します。
2. 甲は、本人確認のために、乙が甲の運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認（含む、写しの入手）することに同意します。

第3条（個人情報の提供と関連業務以外の利用・提供等の同意）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1条に定める個人情報を利用することに同意します。
（1）宣伝物・印刷物の送付、メール配信、電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
（2）その他、販売活動・甲向け営業活動のために利用する場合。
2. 甲は貸借人、及び債権者らが甲との賃貸保証契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報を乙から提供を受け利用することに何ら異議なく同意します。

第4条（提供先及び個人情報機関への利用の同意）

1. 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提供先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

【提供先の社名・住所・電話番号・ホームページアドレス】

社 名：株式会社クローバー・ネットワーク・コム
住 所：東京都渋谷区初台1-34-14 初台ビル
電話番号：03-5333-9680
ホームページアドレス：http://www.clovernetwork.co.jp/

第5条（賃貸債務保証情報取扱機関への登録・利用）

1. 甲は、乙が甲への身振または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報が登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
2. 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間で登録され、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員より甲の賃料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなってから5年間

3. 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

- （1）甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月勤賃料等
（2）甲の滞り前
（3）甲・乙間または甲・賃貸人間の係争事実

第6条（個人情報の提供等の同意）

甲は、乙が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、債権回収会社へ債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条により取得した個人情報債権管理回収会社に提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報を乙の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。（この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づ

いて速やかにその訂正、追加または削除に応じるものとします。）

第8条（本条項不同意の場合の措置）

1. 甲が本件委託契約において必要な記載事項（本件委託契約書表面に記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来ないときは、乙は本件委託契約を拒否する場合があります。但し、本条項の第3条1項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託委託契約を拒否することは、ないものとします。
2. 賃貸人またはその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託委託契約を拒否する場合がありますものとします。

第9条（審査結果の通知）

甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃貸人に通知することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃貸人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

第10条（個人情報の管理）

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、漏洩、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報情報は権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第11条（問合せ窓口及び個人情報保護管理者）

個人情報の開示、訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。
社 名：日本貸貸保証株式会社
住 所：千葉県水戸市羽鳥野5丁目21番地4
電話番号：03-4232-6080
個人情報保護管理者：管理本部長

賃貸保証委託約款

私（貸借人・以下「甲」という）と日本貸貸保証株式会社（以下「乙」という）は、表面記載物件（以下「本物件」という）に関する賃貸保証契約に基づき甲の賃貸人に対する債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。

第1条（賃貸保証の委託）

1. 本件委託契約は原賃貸借契約に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し連帯保証することを委託し、乙はこれを委託し、本条項「保証番号」の欄により、乙から甲へ通知された承認番号が記載されている場合に、これを無効とします。
2. 甲が法人の場合は、甲の代表者または入居者が原賃貸借契約の連帯保証人であるときに限り、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者による連帯保証人を不要とする旨を認めたときは、この限りではありません。
3. 賃貸人が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新賃貸人及び乙が保証約款に同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第2条（賃貸保証料）

1. 甲は、本件委託契約を締結するにあたり、乙指定の表面記載の賃貸保証料を支払うものとします。
2. 原賃貸借契約の期間満了前に終了した場合であっても、甲は前項により支払った賃貸保証料の返還を請求しません。

第3条（本件委託契約の成立）

本件委託契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本書を締結し、甲が賃貸保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

第4条（保証の範囲）

1. 乙は、次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。
（1）原賃貸借契約に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料等（以下「賃料等」という）。但し、本件委託契約書に明記されていないものに限りません。
（2）原賃貸借契約解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金。但し、第5条3項の明渡し完了の日を以て賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡しの日割賃料等を計算する場合、明渡しの日数日を日割に計算するものとします。
（3）原賃貸借契約解除後、本物件に事故類がある場合、その提出、通報、保管、処分に必要な費用。
（4）前各号の債務の履行に關し、訴訟等の法的手続きに要した費用。

第5条（保証期間）

1. 本件委託契約の保証期間は表面記載の契約期間の通りとします。
2. 原賃貸借契約の期間満了まで本件委託契約を締結する場合、始期は本件委託契約締結日より開始され、終期は原賃貸借契約の期間満了日までとします。
3. 原賃貸借契約が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。
4. 本件委託契約期間中の保証期間の変更は認められません。但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。

第6条（保証内容の変更）

1. 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
2. 前項によって届け出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第7条（本件委託契約の更新）

1. 甲は原賃貸借契約が更新されるときは、乙指定の手続きにより本件委託契約も更新するものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃貸人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または賃貸人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。
2. 更新保証料は第2条を準用します。
3. 更新後の保証期間は、前項の期間満了の翌日より、更新後の原賃貸借契約の期間と同様とします。但し、甲が原賃貸借契約期間満了まで賃貸保証料を支払わなければ本件委託契約は期間満了を以て終了します。
4. 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することができることを甲は予め承諾します。
5. 本件委託契約書を作成せず更新する場合（自動更新）でも、乙は指しの手続きにより賃貸保証料が入金された場合は本件委託契約は成立します。
6. 自動更新の場合の賃貸保証料については甲の領収書を以て領収書にかえることとし、乙は領収書の発行を行います。
7. 更新をする場合、契約内容変更が認められない場合があります。

第8条（定期借家契約）

本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。

1. 原賃貸借契約が転賃を認める場合でも、本件委託契約は入居者が変更した時点で終了します。
2. 原賃貸借契約が中途解約を認めない場合でも、甲が賃貸人または第三者に本物件の明渡しを行った日を以て本件委託契約は終了します。この明渡しを行った日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。
3. 賃貸人または賃貸人代理人が原賃貸借契約期間満了の事前通知義務を怠ったために、契約終了日が遅延された場合であっても、表面記載の契約期間満了の日を以て本件委託契約は終了します。
4. 定期借家契約が再貸約型の場合は、第7条の更新と同様の扱いとします。

5. 原賃貸借契約が賃借期間の延長を認めていない場合において、再契約をする場合は新規申込と同様に乙指定の「賃貸保証委託申込書」を乙に送付した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条（支払債務の優先順位）

- 甲が未納賃料等を支払ひ、その額が未払い債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから順に充当します。
（1）更新保証料等、乙に対する債務
（2）未納賃料等
（3）その他の債務

第10条（保証債務の履行）

甲が原賃貸借契約に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃貸人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に通知することなく弁済することが出来ます。

第11条（求償権の範囲）

1. 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6％の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。
2. 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
3. 明渡しに關する費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

第12条（事前求償）

- 甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することができるものとします。
（1）甲が破産手続き開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約の賃貸人がその破産財団の配当に加入しないとき。
（2）原賃貸借契約に基づく債務が弁済済にあるとき。

第13条（債権譲渡）

甲は本件委託契約に基づき乙が第11条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第14条（勤務先等への連絡）

1. 甲は、乙が甲の居宅または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることについて予め承諾します。
2. 甲が乙に緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目の如何を問わず拒否賠償その他一切の請求をすることには出来ません。

第15条（本物件内の立ち入り）

乙は、法律上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入ることが出来ます。

第16条（連絡義務）

甲が、原賃貸借契約に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約に関し敷金または保証金を差し入れているか否かに関わらず、乙は甲に対し、物件の扉に手紙を貼付など連絡を要するのための適切な措置を講ずることが出来ます。但し、物件の入退室を排除する物理的な措置は講じないものとします。

第17条（動産類の保管及び処分）

1. 原賃貸借契約が解除された後、甲が本物件の明渡しを完了または甲が本物件の占有を放棄した後に本物件内に留置物（明らかなゴミ類を除く。）がある場合、乙はこれを所定の場所に保管します。この場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し事前に通知することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。
2. 前項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第18条（原賃貸借契約の解除）

法令上認められている場合または賃貸人の合意がある等の正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原賃貸借契約を解除することが出来ます。

第19条（賃借権の承継）

1. 甲の死亡等により債務の履行ができなくなった場合について賃借権を正当に承継した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間満了まで当該承継人との間で本件委託契約は継続します。
2. 前項に基づき賃借権を承継した者が本件委託契約期間満了後も引き続き本件委託契約を更新する場合、改めて当該承継人が「賃貸保証委託申込書」を乙に届けなければならぬものとします。この場合、乙は任意で更新を承諾または拒絶することが出来るものとします。

第20条（管轄裁判所）

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

第21条（その他事項）

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

JIDトリオ 2011.11現在

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…

社 名：日本貸貸保証株式会社
住 所：〒292-0819 千葉県水戸市羽鳥野5丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
営業時間：平日9：00～18：00

入 居 申 込 書 (個人用)

申込日 年 月 日

物 件 名	シャンボール第2千葉中央					602	号室
家 賃	40,000	円	共 益 費	2,000	円	消費税	有 (別 ・ 込) (無)
敷 金	1	ヶ月	礼 金	1	ヶ月	その他費用 () 円	
保険加入プラン		※別紙加入プランにて選択願います A 1 A 2 A 3 A 4 A 5					

申 込 人	フリガナ				西暦 年 月 日 (歳)			
	氏 名				(男 ・ 女) 配偶者 (有 ・ 無)			
	フリガナ							
	現住所	〒						
	連絡先	TEL - -			携 帯 - -			
	勤務先					代 表	- -	
	所在地					内 線		
						直 通		
	所 属 部 署			業 種			役 職	
	勤 続 年 数	年	従 業 員	人	役 職	年 収	万円	
本物件使用目的 (住居・事務所・セカンドルーム・その他)					現在住居居住期間 年 (持家・借家)			
転 居 理 由					借家の場合は現在の家賃 円			

入居される方を記入してください

入 居 者 ・ 同 居 人	フリガナ		続 柄	年 齢	勤務先、学校名	TEL
	氏 名					
	フリガナ		続 柄	年 齢	勤務先、学校名	TEL
	氏 名					
	フリガナ		続 柄	年 齢	勤務先、学校名	TEL
氏 名						

保証会社利用条件の物件については、緊急連絡先としてご記入ください。(但し、連帯保証人をお願いする場合があります。)

連 帯 保 証 人 ・ 緊 急 連 絡 先	フリガナ				西暦 年 月 日 (歳)		
	氏 名				(男 ・ 女) 配偶者 (有 ・ 無)		
	フリガナ						申込人との関係
	現住所	〒					
	連絡先	TEL - -			携 帯 - -		
	勤務先					代 表	- -
	所在地					内 線	
						直 通	
	所 属 部 署			業 種			役 職
勤 続 年 数	年	従 業 員	人	役 職	年 収	万円	

上記、身上内容で相違ございません。尚、審査の結果入居をお断りする場合がございますが、理由については一切お答えいたしかねます。

年 月 日

申込人署名

印

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-13-5 KT新宿ビル1階

株式会社グローリア

TEL : 03-5351-6191

FAX : 03-5351-6188

仲介業者	担当者氏名	TEL	FAX

《株式会社グローリア 個人情報の取扱いについて》

当社は、事業を通じてお客様からご提供いただきました個人情報の一つ一つがお客様のプライバシーを構成する重要な情報であることを深く認識し、業務において個人情報を取扱う場合には、确实、大切に扱うことはもちろん、様々な情報に対し、尊敬の念を持って取扱うと共に、個人情報に関する法律、当社の事業を通じて関係する全ての法令関係および個人情報保護のために定めた社内規則を、全ての役員、全ての社員が遵守することにより、お客様を尊重し、お客様からの当社に対する信頼にお応えするように努めます。

1. お客様の個人情報の利用目的

- ① 不動産の賃貸・売買、それらの代理・仲介、管理その他付帯する事業
- ② 保険媒介代理業務
- ③ 上記事業に関して郵便物・電子メール・電話等による営業活動、顧客動向分析または商品・営業手法開発等の調査分析
- ④ 生活・住環境等に関する弊社商品サービスの情報提供
- ⑤ 上記①の目的の達成に必要な範囲内での、個人情報の第三者への提供

2. 個人情報の第三者への提供

個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除いて、いかなる第三者にも開示・提供いたしません。

- ① お客様の同意がある場合
- ② 入居申込および賃貸借契約の手続き、付帯する商品・サービスの案内および提供（火災保険の手続き、消毒工事の手続き、引越し業者への取次ぎ、施設・室内修繕工事、通信サービスの提供等）
- ③ 業務を円滑に進める等の理由で外部業者に取扱いを委託する場合。（この場合、十分な保護水準を備えている委託先を選定し、漏えいや再提供を防止するために契約により義務付ける等の方法により適切な管理を実施します。）
- ④ 法令に基づく場合
- ⑤ 人の人命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得るのが困難であるとき
- ⑥ グループ企業に対して提供する場合。

3. 個人情報の開示、訂正のご請求

お客様からご自身に関する個人情報の開示のご請求があった場合には、ご本人様であることを確認させていただいた上、特別な理由が無い限りお客様の個人情報を開示させていただきます。また、お客様に関する個人情報が不正確である場合には、正確な情報に訂正させていただきます。

4. 個人情報の利用停止のご請求

お客様の個人情報の利用や第三者への提供についてお客様がご希望されない場合には、弊社までお申し出ください。ただし利用、第三者への提供を停止した結果、当社によるサービスの低下、サービスの提供の停止等、契約履行上・管理上支障が出る場合があります。

本物件申込・契約に際し、弊社はお客様との不動産取引に関し必要に応じ、下記書類等をご提出又は入手させていただきます。これらの書類等で入手する個人情報の利用目的は下表のとおりです。

＜個人情報を入力する資料名＞	＜利用目的＞
入居申込書	入居希望者の契約意思を確認するため
身分証明書・印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
入居希望者の調査に関する書類	貸主が入居希望者と契約を締結するか判断するための書類
保証書（連帯保証人を確認するための書類）	連帯保証人が賃貸借契約の連帯保証人となる意思を確認するため
重要事項説明書	重要事項を説明するため（宅建業法35条）
賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明書	賃貸住宅紛争防止条例を説明するため
賃貸借契約書	当事者間の契約関係を明確にするため
鍵受領書	鍵を引渡したことを確認するため
家賃の未収・督促等に関する書類	家賃滞納があった際、滞納のお知らせや督促を行うため
期間満了・更新に関する書類	更新を望まない又は契約期間満了に伴い借主の意向を確認するため
賃貸借契約解除に関する書類（解約通知書）	契約期間中に都合により賃貸借契約を終了させるため
（※法人名義）登記簿謄本・決算報告書・印鑑証明	貸主が入居希望者と契約を締結するか判断するための書類

※本書面についての説明を受け、個人情報の提供・利用について承諾し、本書面の交付をうけました。

申込者： _____ 印

株式会社グローリア 不動産流通統括部

住 所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-13-5 KT新宿ビル

TEL 03-5351-6191 FAX 03-5351-6188

（受付時間：平日 9:00～18:30）

ご契約コースの種類と補償内容について

あんしん住まいる家財保険ワイド+α【ご契約コース表】

保険金名	A1Wコース	A2Wコース	A3Wコース	A4Wコース	A5Wコース
 災害・事故保険金 火災、落雷、漏水などの事故によって家財に損害が生じた場合にお支払いします。					
 盗難保険金 盗難により家財に損害が生じ、警察へ盗難届けを提出した場合にお支払いします。※1	250万円	550万円	850万円	1,000万円	1,200万円
 水害保険金 床上浸水により家財が損害を被った場合にお支払いします。					
 入居者賠償責任保険金 貸主、もしくは第三者に対し損害を与え、法律上の賠償責任を被った場合にお支払いします。	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
 失火見舞費用保険金 災害・事故保険金を支払われる場合で、火災、破裂または爆発により第三者に被害が及んだ場合にお支払いします。	50万円	110万円	170万円	200万円	240万円
 ドアロック交換費用保険金 盗難保険金を支払われ再発防止のためドアロックを交換した場合、ドア鍵を盗まれた場合、ドアロックがいたすらにより使用不能となった場合にお支払いします。	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
 修理費用保険金 火災、漏水、盗難、凍結、不測かつ突発的な事故などによって借用戸室に生じた損害の修理費用を入居者が負担した場合にお支払いします。	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
 地震転居支援保険金 地震等で借用戸室が半壊以上の被害に遭い、転居した場合にお支払いします。(り災証明書が必要)	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
 臨時宿泊費用保険金 災害・事故保険金などが支払われ、かつ電気、ガス等が使用不能で居住できなくなったために臨時宿泊費用を入居者が負担した場合にお支払いします。	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
 災害・事故転居支援保険金 災害・事故保険金などが支払われ、かつ電気、ガス等が使用不能で居住できなくなったために転居費用を入居者が負担した場合にお支払いします。	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円
 競売物件敷金保険金 入居物件が抵当権の実行により競売され、旧賃貸人から敷金等が返還されなかった場合にお支払いします。	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
保険料(2年一括払い)	18,000円	23,000円	28,000円	30,000円	33,000円

※1. 家財の種類によりお支払い限度額が異なります。

※上記の金額はお支払いする保険金の最高限度額となります。詳しくは約款をご覧ください。

入居者賠償責任保険について

入居者賠償責任保険は、大家さんに対する賠償責任保険(借家人賠償責任保険)と、第三者に対する賠償責任保険(個人賠償責任保険)からなります。
 なお、大家さんに対する賠償責任保険(借家人賠償責任保険)は、入居者様(被保険者)の責めに帰すべき次の事故により発生したものに限り補償の対象となります。

●火災、●破裂または爆発、●漏水

また、漏水事故の原因となった給排水設備自体の損害の賠償責任は補償の対象外です。

⚠ ご契約コースの選択にあたっては次のことにご留意ください。

コースの選択にあたっては、入居者様の家財の資産額に合った適切な保険金額のコースをお選びいただくことが肝心です。つまり、ご選択の保険金額が大きくても、実際に事故に遭遇した場合の保険金のお支払いは資産額を査定したうえでお支払いをすることになりますので、結果として高い保険料を支払ってしまうことになります。逆に、少ない保険金額をご選択の場合、資産額の高い家財がございまして、十分な補償を得られない結果となつて、いざという時の備えを欠くことになってしまいます。

補償内容を確認して
 コース(A1W
 ~A5W)
 を
 選択してね!

事故が起きたときは
 事故受付センター ☎ 0120-135-554 年中無休・24時間対応

ご質問やご相談は
 お客様相談室 ☎ 0120-936-269 受付時間
 平日(月~金)9:00~18:00